

人見亜希子社会保険労務士事務所

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 1-4-10 森井ビル6階
TEL : 06-6226-8744 FAX : 06-6226-8745
MAIL : akiko.hitomi@sunny.ocn.ne.jp
URL : <http://www.hitomi-sr.jp/>



事務所だより

●3月のお仕事カレンダー

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

16日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

●3月のアクション

・マスク着用の考え方

2023年3月13日から、マスクの着用については個人の判断を基本とし、無理に着脱を強いることの無いよう配慮が求められます。なお、マスクの着用が推奨される場面もありますので、注意が必要です。

●3月のアクション

[1] 新年度の36協定の締結と届出

従業員に法定労働時間を超えて労働させたり、休日労働をさせるためには、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。年度単位で締結している企業も多くあるので、4月を起算としているところでは、忘れずに協定の締結と届出を行きましょう。なお、36協定の届出は電子申請で行うこともできます。

[2] 1年単位の变形労働時間制に関する労使協定の作成

年度単位など4月始まりで变形労働時間制を採用している企業では、労使協定や年間カレンダーの作成を忘れずに行いましょう。

[3] 退職金の支払い

年度末は退職者が多くなる時期です。退職金を支払う際、所得税を源泉徴収して、原則翌月10日までに納めることになっています。退職金には、税負担を軽くする退職所得控除がありますが、この控除を受けるためには「退職所得の受給に関する申告書」の提出が必要です。

●3月からの協会けんぽの保険料率と4月からの雇用保険料率

◆令和5年3月分からの健康保険料

令和5年3月分(任意継続被保険者にあつては同年4月分)の都道府県単位ごとの保険料率が全国健康保険協会のホームページに公表されました。令和4年度から引上げとなった都道府県は 13、引下げとなった都道府県は 33、現状維持は1県です。大阪府は 10.29%になります(令和4年度 10.22%)。

なお、40歳から64歳までの方に加算される介護保険料率は、1.64%から1.82%に変更になります。

【協会けんぽ「令和5年度保険料額表(令和5年3月分から)」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r05/r5ryougakuhyou3gatukara/>

◆雇用保険料率(令和5年4月1日～令和6年3月31日まで)

○一般の事業の雇用保険料率

労働者負担と事業主負担あわせて 15.5/1,000 となります(令和5年3月までは 13.5/1,000)。失業等給付・育児休業給付の保険料率が労働者負担・事業主負担ともに 5/1,000 から 6/1,000 に変更になったことで上がりました。事業主のみ負担となる雇用保険二事業の保険料率について変更はなく、3.5/1,000 です。

○農林水産・清酒製造の事業、建設の事業

農林水産・清酒製造の事業の雇用保険料率は労働者負担と事業主負担あわせて 17.5/1,000 となります(令和5年3月までは 15.5/1,000)。

建設の事業は労働者負担と事業主負担あわせて 18.5/1,000 となります(令和5年3月までは 16.5/1,000)。

失業等給付等の保険料率が、一般の事業と同じく、労働者負担・事業主負担ともに上がりました(6/1,000 から 7/1,000 に変更)。雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)に変更はありません(農林水産 3.5/1,000、建設 4.5/1,000)。

【厚生労働省「令和5年度雇用保険料率のご案内」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf>

●外国人雇用の届出状況を発表

～厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

厚生労働省は、令和4年10月末現在の外国人雇用についての届出状況の取りまとめを公表しました。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けています。

◆外国人労働者数は182万2,725人で、過去最高を更新

外国人労働者数は182万2,725人で、前年比で9万5,504人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新しました。対前年増加率は5.5%と、前年の0.2%から5.3ポイント増加しています。

◆外国人雇用の事業所も過去最高の約30万社に

外国人を雇用する事業所数は29万8,790所で、前年比1万3,710所増加し、届出の義務化以降、こちらも過去最高を更新しています。ただ、対前年増加率は4.8%と、前年の6.7%から1.9ポイントの減少でした。

◆国籍別では、ベトナムが46万2,384人で最多

国籍別では、ベトナムが最も多く46万2,384人で、外国人労働者数全体の25.4%を占めています。次いで中国38万5,848人(全体の21.2%)、フィリピン20万6,050人(全体の11.3%)の順となっています。

前年増加率が高い主な3か国は、インドネシアが前年比47.5%増で7万7,889人、次いでミャンマーが前年比

37.7%増の4万7,498人、ネパールが前年比20.3%増の11万8,196人の順となっています。

◆在留資格別では、「技能実習」が34万3,254人で、前年比8,534人減

在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が47万9,949人で、前年比8万5,440人(21.7%)の増加、「特定活動」が7万3,363人で、前年比7,435人(11.3%)増加、「身分に基づく在留資格」が59万5,207人で、前年比1万4,879人(2.6%)増加しました。

一方で、「技能実習」は34万3,254人で、前年比8,534人(2.4%)減少し、「資格外活動」のうち「留学」は25万8,636人で、前年比8,958人(3.3%)減少しています。

●昨年の実質賃金0.9%減～毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報

◆現金給与総額と実質賃金

現金給与総額は前年比2.1%増の326,157円となり、1991年以来31年ぶりの伸び幅となりました。一方、物価の変動を反映した実質賃金は前年比0.9%減少と、2年ぶりのマイナスとなりました。

現金給与総額(名目賃金)は、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復を背景に2.1%増加しましたが、賃金の実質水準を算出する指標となる物価(持ち家の家賃換算分を除く総合指数)が3.0%の上昇となったため、実質賃金はマイナスとなりました。

給与総額のうち基本給にあたる所定内給与は1.2%増、残業代などの所定外給与は5.0%増となりました。賞与を含む特別に支払われた給与は5.1%増と大きく伸びました。就業形態別にみると、正社員など一般労働者の給与総額は2.3%増、パートタイム労働者は2.6%増でした。

厚生労働省は「コロナの影響で落ち込んでいたボーナスが4年ぶりに増加するなど給与は増加傾向であるものの、物価の上昇に賃金が追いついていない状況」としています。

◆労働時間

労働者一人平均の総実労働時間(就業形態計)は、昨年比0.1%増の136.2時間でした。そのうち所定内労働時間は0.3%減の126.1時間、所定外労働時間は4.6%増の10.1時間となりました。

◆雇 用

常用雇用(就業形態計)は昨年比0.9%増の51,342千人となりました。就業形態別にみると、一般労働者は0.5%増の35,130千人、パートタイム労働者は1.9%増の16,212千人でした。

●2023年4月より50万円に増額される出産育児一時金

今後、政府では「異次元の少子化対策」への取り組みを進めるとしています。社会全体で子育てができるようにするための更なる働き方改革も行われることが想定されることから、高い関心を持つ必要があります。これに先行するような形で2023年4月から出産育児一時金が増額して支給されるため、その内容を確認します。

◆出産育児一時金の制度

正常な分娩(出産)は、病気やケガではないため、医療機関の窓口等で健康保険証を提示することでの医療費の自己負担額が原則3割となる療養の給付制度が利用できず、全額自己負担する必要があります。そのため、従業員とその家族(健康保険の被扶養者に限る)が出産したときは、出産費用を補てんするための出産育児一時金が支給されます。

◆出産育児一時金の金額と支給額の変更

2023年2月現在の出産育児一時金の額は42万円で、この中には出産した子どもに脳性麻痺が発生したときに補償が受けられる産科医療補償制度の掛金である1.2万円が含まれています。そのため、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は40.8万円となります。

出産育児一時金の支給により、出産費用の負担は軽減されるものの、出産費用の平均額は年々増加しており、

出産育児一時金の金額を超えるような出産費用を支払うケースもあります。そのため、2023 年 4 月から出産育児一時金の支給額が 50 万円(産科医療補償制度の掛金を含む)に引き上げられることになりました。

なお、出産育児一時金は、従業員やその家族が出産した医療機関等が、直接、協会けんぽ等の保険者に請求をすることで医療機関等に支払われる「直接支払制度」が設けられています。直接支払制度を利用することで、出産費用を従業員の方で立て替える必要がなく、出産費用が出産育児一時金の支給額を上回ったときには、その差額を医療機関等に支払えばよい仕組みになっています。

◆協会けんぽの申請書の変更

2023 年 1 月より協会けんぽの申請書の様式が変更になりました。出産育児一時金は直接支払制度を利用することが多いため、利用する機会は少ないかもしれませんが、直接支払制度を利用しない場合や、出産育児一時金の支給額を下回り、差額を請求する場合には、新しい様式を使ってスムーズな手続きができるようにすることをお勧めします。

●大幅な引上げとなる障害者の法定雇用率

企業は障害者雇用促進法に基づき、一定人数の障害者を雇用する義務があります。雇用すべき人数は、全労働者に対する対象障害者である労働者の割合を基準として算出する法定雇用率に基づき決まります。法定雇用率は、少なくとも 5 年毎に、この割合の推移を勘案して設定することとされていますが、現行の法定雇用率は、2018 年 4 月から設定されていることから、2023 年 4 月に新しい法定雇用率に見直されることになっています。以下では、今後の法定雇用率の動き等についてとり上げます。

◆法定雇用率

民間企業における現行の法定雇用率は 2.3%とされていますが、2023 年 4 月より 2.7%に引き上げられる予定です。ただし、引上げ幅が大きいこともあり、雇入れに係る計画的な対応ができるよう、2023 年 4 月から 1 年間は 2.3%で据え置き、2024 年 4 月から 2.5%、2026 年 7 月から 2.7%と段階的に引き上げられる予定となっています。

法定雇用率が 2.7%となった場合、1 人以上の障害者を雇用すべき企業の範囲が、現行の従業員数 43.5 人以上から 37.5 人以上に広がります。

◆除外率の引下げ

障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種(建設業、道路貨物運送業、医療業など)について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除(障害者の雇用義務を軽減)する制度があります。この除外率は、2004 年 4 月以降、廃止に向けて段階的に引下げ・縮小が行われており、2025 年 4 月からは 10%引き下げられる予定です。

この引下げにより、除外率が 5 ~10%となっている非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬精製業を除く)、倉庫業、航空運輸業、窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)等の計 9 業種については除外率の適用対象外となります。その一方で、警備業、介護老人保健施設、介護医療院の 3 業種が新たに加えられる予定です。

◆短時間労働者の実雇用率に算定する特例

現行、法定雇用率の算定に含めることのできる労働者は、週の所定労働時間が 20 時間以上の人ですが、今後、週の所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者について、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようになります。これは 2024 年 4 月より施行されることがすでに決まっています。

<編集後記>立春を過ぎると暦の上では春・・・といいますが、まだまだ寒さ厳しい時季。それでも、立春前の2月1日、プロ野球12球団が一斉にキャンプインすると、春が来たなと感じます。更に今年は、WBC 侍ジャパンの強化合宿のニュースも加わり、寒さを忘れさせてくれるような、わくわく感溢れる冬の終わりを過ごせています。先日のサッカーワールドカップといい、やはりスポーツは心躍る良いものですね。 特定社会保険労務士 人見 亜希子